

# 松山市地域包括支援センター運営業務委託募集要領

令和6年10月7日

松山市 福祉推進部 長寿福祉課

## I 基本的事項

### 1 業務名

松山市地域包括支援センター運営業務委託（債務負担行為）

### 2 概要及び目的

松山市における地域包括支援体制の更なる充実に向けて、松山市が定める13圏域において、効率的・効果的な地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の運営を図ることができる法人を募集する。

### 3 業務内容

介護保険法第115条の45第1項第1号ニ及び第2項に規定する業務等（以下「本業務」という。）とする。本業務の詳細については、松山市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（以下、「本仕様書」という。）のとおりとする。

### 4 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。ただし、本業務の開始後において、関係法令を遵守しない場合又は本業務の実施につき著しく不相当と認めた場合は、松山市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聞いた上で、期間の満了前に契約を解除する場合がある。

### 5 履行場所

市長の指示する場所

### 6 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 7 募集圏域

募集圏域については、「別紙1」のとおりとし、募集圏域ごとに1法人を選定する。

応募は1法人につき2つの圏域までとする。ただし、受託できる圏域は、原則、1法人につき1つとする。

### 8 提案限度価格

募集圏域ごとの提案限度価格については、「別紙1」のとおりとする。なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

### 9 参加資格要件

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人等の法人格を有し、支援センター業務を公正・中立な立場で地域と連携し効率的に運営することができる法人であって、以下のすべての要件を満たしていること。また、地域の事情等により、専門職員の確保ができない場合は、他の

法人から在籍出向の方法等で、職員を確保して応募することも可能とする。

- (1) 公告日において、松山市内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 応募法人が介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律において、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行う恐れがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (8) 松山市の入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

## II 募集等の日程

募集等の日程は、次のとおりとする。

内容	期日又は期間
募集要領 公告・公表	令和6年10月7日
募集要領等に関する質問の受付	令和6年10月7日～10月23日
募集要領等に関する質問の回答・公表	令和6年10月9日～10月25日
参加表明書の提出締切り	令和6年10月30日
応募事業者数等の公表	令和6年11月5日
提案書等の提出締切り	令和6年11月8日
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和6年11月15日(予定)
運営協議会の意見聴取	令和6年11月21日
特定・非特定結果の通知・公表	令和6年12月中旬(予定)
契約締結・公表	令和6年12月下旬(予定)
本業務引継期間(受託法人が変更の場合等)	令和7年1月上旬～
支援センターの設置届	令和7年1月中旬～

指定介護予防支援事業所の指定申請	令和7年1月中旬～
指定決定、支援センター開設	令和7年4月1日

(公表はホームページ)

### Ⅲ 委託の条件

#### 1 支援センターの運営等

- (1) 受託する圏域内に支援センターやサブセンターを設置できること。
- (2) 松山市地域包括支援センター受託法人(以下「受託法人」という。)が、支援センターを運営すること。
- (3) 支援センターの運営内容については、松山市地域包括支援センター運営方針、地域包括支援センター業務マニュアル(厚生労働省老健局作成)や地域包括支援センター運営マニュアル(一般財団法人 長寿社会開発センター発行)、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針(平成29年12月12日厚生労働省告示第355号)及び松山市が作成する各事業マニュアルの関係事項に基づき運営すること。
- (4) 受託法人は、本業務を運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。
- (5) 支援センターが、高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、公正・中立な立場から偏りがないように行い、地域福祉の中核機関としての役割を果たすこと。
- (6) 支援センターの職員は、公共事業を受託しているという自覚のもと、名札、名刺、パンフレット、自動車、バイク等について、市民の誤解を招かないよう、受託法人名や受託法人系列の事業所の名称等を記載しないこと。
- (7) 松山市が指定する会議又は研修会に出席すること。
- (8) 個人情報の取扱いにつき、関係法令、松山市条例等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その漏えいがないように十分配慮すること。また、本業務の実施に当たり、個人情報を使用する必要があるときは、あらかじめ本人から目的の最小限の範囲で利用することについて同意を得ておくこと。

#### 2 受託法人の変更

- (1) 受託法人が変更となる場合は、本業務の移行を円滑に行うため、変更前の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを令和7年3月末までに行うこと。
- (2) 支援センターは、高齢者等との密接なつながりを持ちながら高齢者や家族等を支えている重要な施設であるため、受託法人が変更となる場合は、変更後の受託法人が、高齢者や地域住民、関係機関等に対して、設置場所、業務の引継ぎ等について十分な説明を行い、理解を得られるように最大限の配慮をすること。
- (3) 業務の引継ぎに必要な経費は、変更後の受託法人が負担すること。
- (4) 契約満了時に受託法人が変更となる場合は、業務の移行を円滑に行うため、変更後の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを市長が指示する日までに行うこと。

### 3 その他

- (1) 支援センターの運営については、関係法令、通知等を遵守した運営を行うこと。
- (2) その他、松山市の決定事項を遵守すること。

#### IV 募集要領等の配布

- (1) 提出期間 令和6年10月7日(月)～10月30日(水)
- (2) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市役所 福祉推進部 長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター担当
- (3) 提出方法 松山市ホームページからダウンロードすること  
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

#### V 評価基準

評価基準書は「別紙5」のとおり

#### VI 募集方法等

##### 1 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年10月30日(水)17時必着
- (2) 提出書類 「別紙2」の内容欄に※印が付いている書類を提出すること。  
※1 法人が2つの圏域に応募する場合は、「別紙2」に※印が付されている書類の提出については、1つの圏域は写しでかまわない。
- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市役所 福祉推進部 長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター担当
- (4) 提出方法 持参又は郵送(信書の郵送に適する方法)  
※持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

##### 2 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年11月8日(金)17時必着
- (2) 提出書類 「別紙2」の内容欄に※印が付いていない書類を提出すること。  
※1 法人が2つの圏域に応募する場合は、それぞれ一部ずつ企画提案書を提出すること。
- (3) 提出部数 各11部(正本1部、副本10部)
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市役所 福祉推進部 長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター担当
- (5) 提出方法 持参又は郵送(信書の郵送に適する方法)  
※持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)
- (6) 企画提案書の詳細内容  
ア 原則としてA4用紙、横書き、両面印刷を基本とすること。(内容により記載できない場合はこの限りでない。)  
イ 左綴じとし、用紙下部の中央にページ番号をつけること。

- ウ 各項目のページ数は2枚を上限とし、提案内容、特筆すべき事項、アピールポイント等を簡潔に記載するとともに、評価者が正確に評価できるように編集に配慮すること。
- エ パイプファイル等に綴じて提出すること。

## VII 選考方法

1 松山市地域包括支援センター運營業務委託選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、市職員5名で構成する。なお、外部の有識者(2名)を置き、意見を求めるものとする。

### 2 選考方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 受託法人は、選考委員会の審査に基づき、運営協議会の意見を聞き、市長が決定する。
- (3) 審査方式は、評価基準書(別紙5)に基づく書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、感染症等の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 前項の評価点について、圏域内で同点となる法人が2者以上あるときは、選考委員会の多数決により、順位を決定する。多数決でも同数の場合は委員長が決定する。
- (6) 同一法人が2つの圏域において最優秀応募法人となった場合は、原則、参加表明書に記載した第1希望の圏域を優先して選定し、第2希望の圏域については、選考委員会が応募法人の財政基盤等や法人の実績等を再度勘案した上で選定の可否を判断する。
- (7) 応募法人が1者のみの場合であっても、審査を行い、最低水準点以上の得点を取得すれば選定する。
- (8) 選定結果は、全応募法人に通知する。
- (9) 審査の結果、適切な応募法人がない場合は、委託先候補法人なしとした上で再募集する場合がある。

### 3 プレゼンテーション・ヒアリング審査

企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

#### (1) 実施日時及び場所

令和6年11月15日(予定)詳細は別途通知する。

#### (2) 実施時間(1者につき20分程度)

ア プレゼンテーション 10分程度

イ ヒアリング 10分程度

#### (3) 出席者

ア 1者につき3名までとする。

イ 本業務の管理を予定する者及び応募法人の経営責任者又は責任者に準じる者は、原則出席すること。

#### (4) 留意事項

プレゼンテーションは提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加資料の配付は認めない。ただし、提案書等に基づいたパソコン・プロジェクター等による説明は認める。なお、プロジェクター、パソコン(Windows10 対応)及びスクリーンは松山市で用意するが、それ以外を使用する場合は、応募法人で準備すること。

#### (5) プレゼンテーション・ヒアリング審査の開催について

感染症等の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査等に変更する場合がある。審査方法を変更する場合は、全ての応募法人に対し、別途通知する。また、募集圏域に参加者が1者の場合、プレゼンテーションを行わず、書類審査とすることがある。

### VIII 募集要領等に関する質問の受付・回答・公表

募集要領等の内容に関する質問を、次のとおり受付・回答する。

#### 1 質問の提出方法

- (1) 募集要領等に関する質問書(別紙4)を長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター宛に電子メールで提出することとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。
- (2) 電子メールのタイトルは、「募集要領等に関する質問」とすること。

#### 2 受付期間

令和6年10月7日(月)から10月23日(水)17時まで

#### 3 メールアドレス kikan-houkatsu@city.matsuyama.ehime.jp

#### 4 質問及び回答の公開

質問者に令和6年10月9日(水)から10月25日(金)までに電子メールで回答するとともに松山市ホームページに公開する。なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法、仕様書の内容等に限り受け付けるものとする。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

### IX 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 1 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 2 募集要領に違反した場合
- 3 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- 4 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- 5 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- 6 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- 7 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- 8 コンソーシアムもしくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

## X その他

### 1 留意事項

- (1) 提出後の提出書類の差し替え、修正・追加等は認めない。ただし、選考委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募法人の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等のうち、採用した提案書の著作権は、松山市に帰属するものとし、松山市が本業務に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募法人の了解を得た上で、松山市はこれを無償で使用するものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、複製することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 委託法人の決定と同時に、応募事業者名を公表する。
- (8) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 特定結果の公表の際は、特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、同圏域内の参加者が2者のみの場合はこの限りではない。
- (10) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

### 2 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「8 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

### 3 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市 福祉推進部 長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター 担当：古谷・上村

TEL：089-948-6784

FAX：089-934-1832

メールアドレス：kikan-houkatsu@city.matsuyama.ehime.jp